

## ② 統計情報の現況と課題

板谷雄二

### 一 はじめに—本稿の目的

「統計情報の現況と課題」というテーマが包含する範囲は極めて広い。企画設計に始まり集計公表に終る個別統計調査の全過程はもとより、その結果作成された情報の保管・提供に関する事項、統計調査を実施する組織・機構のあり方や、統計調査をめぐる社会的環境に至るまで、論及すべき領域はすこぶる多岐にわたっている。ところが、本市統計課の主要業務は—地方公共団体の統計担当課すべてに共通と思われるが—、国の機関委任事務としての指定統計調査の実施である。そのため、我々の平素の関心は、専ら統計調査の実施過程の問題—与えられた条件の下でいかにして調査を正確円滑に実施するか—に集中する傾向があるが、本稿ではいささか視点を移して、現行統計体系を巨視的に観察しながら、統計需要との関連で二、三の問題に触れることとしたい。

### 二 現行統計体系の特質と統計需要との対応

わが国の現行統計は、官庁統計が主体となつてゐるが、それらの官庁統計が法的には指定統計・承認統計・届出統計に区分され、重要性の見地から位置づけられるとともに、また方法的には、全数調査と標本調査とを組合せてひとつの体系を構成し、統計需要全般に対応するものとなつてゐる。

#### ① 官庁統計と民間統計

統計作成の主体または調査実施の機関の別による分類である。今日、市場調査等の必要から企業による統計活動も盛んに行われるようになったが、その領域は極めて限定されている。これは、大規模な統計調査を実施するためには、莫大な経費と労力とを必要とし、かつ、調査客体に対する法的強制力を具備する必要があるが、これらのことが民間企業においては不可能であるからである。歴史的に

も、近代的統計は、近世の中央集権的統治体制の成立と並行して整備されてきた背景があり、今日の統計体系においては、官庁統計が独占的地位を占める結果となつてゐる。従つて、企業や学術研究機関等、民間の統計需要もまた、基本的には官庁統計の利用によつてその要求を満し、不足部分を自ら小規模な統計調査を実施することにより補つてゐる状況といえよう。

この官庁統計を作成するために、中央統計機構（各省庁）と地方統計機構（各省庁の出先機関、都道府県、市町村、統計調査員）とをもつて構成される全国的な統計機構が存在する。これは中央統計機構の在り方として「集中制」（特定の機関に事務を集中させる）と「分散制」（統計の分野に応じて複数の機関と事務を分散させ、別に調整機能をもつ機関を設ける）との二つの類型があるが、わが国では調整機関（行政管理庁）を設けた「分散制」を採用している。地方統計機構の中には国の出先機関をも含むが、都道府

### 一 はじめに—本稿の目的

### 二 現行統計体系の特質と統計需要との対応

### 三 小地域統計整備の現況と課題

### 四 統計情報資料整備の現況と課題

県及び市町村の統計主管課がこれを支える中心的存在となつてゐる。大規模な統計調査の実施は、地方統計機構を経由することなしには、不可能であるが、統計調査における国と地方との関係については検討すべき事項が多い。

たとえば、

(1) 中央統計機構が分散制を採り、しかも総合調整機能が十分でないため、各省庁が実施する統計調査の時期・内容等が重複し、地方統計機構の負担を増している。

(2) 指定統計調査の実施に要する経費は委託金として交付されるが、この委託金は、各調査ごとに経理しなければならぬので、同一期間中に複数の調査事務を実施する場合には経理事務を複雑なものにしてゐる。

(3) 指定統計調査に関する事務は、統計法及び同法施行令に基づく機関委任事務として実施されるが、個々の指定統計調査の新設改廃は規則所管事項であるため、法令改正によらずに委任事務の種類や事

務量が増減し、地方公共団体の事務運営に支障をもたらしている。

(2) 指定統計調査事務の内、調査の企画や調査結果の集計公表は中央統計機構が所管し、中間段階の調査実施に伴う事務のみが委任事務の内容となっている。このため、地方統計需要に十分対応する内容の調査結果が得られないケースが多い、等の問題がある。

## ② 指定統計・承認統計・届出統計

統計法及び統計報告調整法に基づく分類であり、実質的には官庁統計はこれらのいずれかに属する。指定統計に対しては統計法が承認統計に対しては統計報告調整法が適用される。

指定統計とは、「政府もしくは地方公共団体が作成する統計であつて行政管理庁長官が指定し、その旨を公示した統計」(統計法第二条)であり、現行統計体系において最も重要な地位を与えられている。現在指定統計の数は一三六あるが、調査規則の廃止、調査の中止、または調査が一回限りのもののため現在実施されてないもの若干を除き、大半は周期的に実施され、最も重要な統計情報源となっている。

承認統計は、国の行政機関が、直接あるいは地方公共団体の機関を通じて、一〇以上の人または法人等から統計報告を

徴集するため、あらかじめ行政管理庁長官の承認を受けて行うものである(統計報告調整法第三条)。承認件数は調査単位で年間二〇〇から二五〇の間であり、官庁統計活動の活発さを示している。

届出統計の対象はやや広く、国と地方公共団体のほか、三公社、日本銀行及び日本商工会議所を含んでおり、これら機関が指定統計及び承認統計以外に作成する統計であり、あらかじめ行政管理庁長官に届け出るものである(統計法第八条届出を要する統計調査の範囲に関する政令第二条)。

## ③ 全数調査と標本調査

全数調査と標本調査とは、調査対象の選定方法に基づく分類であり、現行統計体系はこの両者の組合せの上に成立している。すなわち、統計需要の上で最も基本的な事項について、全数調査または大規模な標本調査を一定周期で実施しそれ以外の事項については小規模な標本調査を実施し当該分野についての静態的構造の把握を行う。また特に少数の標本については継続的調査を実施し、動態の把握を行う。これらを併せて全般的な統計需要に対応する仕組みとなっている。この組合せは、統計需要との関係が必要とされるデータの性質(結果の精度等)及び統計調査の実施に要する経費・労力・客

体の負担等の両面から規制される。

## ④ 統計体系と統計需要

以上が現行統計体系の概要であるが、次に、これと対応する統計需要について触れてみたい。統計需要もまた行政需要の一環であり、基本的には、まず国民の側に需要が存在し、これに対する行政側の対応として統計調査が実施されるといふプロセスを想定することができる。しかし、統計需要の主体を国民に求めることは、理念としては正しいが、いかにも非現実的で具体性を欠く感を免れない。

第一には、統計調査自体が国民の利益につながる政策や計画のためのものではないならば、かつその目的のために的確な情報を提供し得るものでなければならぬ。

第二には、行政の一環としての統計調査は、当然公権力の行使を伴うものであるので、調査客体(国民)に対する権利侵害の防止や、その負担の軽減に最大限の配慮を払う必要がある。

一般的に、行政需要は直接需要者側の利益を充足する措置を行政側に期待するものであるが、統計需要についてはそのようなイメージをもちにくい。これは統計が本質的に専門的技術的性質を有し、かつ、他の目的のための補助手段としての役割を果すものであるため、統計需要及びそれに対応する行政としての統計調査のいずれについても、直ちに具体的な利益に結びつく要素がないためである。

第三には、統計調査の結果資料を積極的に国民に還元し、政府の政策や計画の是非を判断するための資料として提供することである。近來行政情報の公開への動きが急速に進展しているが、統計情報もまた行政機関が保有する最も貴重な情報として、国民への還元のための積極的措置を講ずる必要がある。

具体的には、統計需要の大口かつ経常的な主体としては、政府地方公共団体、民間企業が挙げられる。しかし、現行統計体系は、基本的には国の統治上、政策上の必要に対応するものであり、政府自体の需要を充足することが主目的であり、それが同時に、地方公共団体や民間企業の統計需要をも満す内容を含んでいるというのが実情であろう。

従って、統計調査の基本的内容は、その主目的に整合するかたちで企画設計されまた集計公表されているため、地方公

共同体や民間企業の側から現行の各種統計調査結果を利用する場合、様々の難点がある。たとえば、指定統計調査の結果公表がおそく、利用者側に早期公表への要望が強い。これは、指定統計調査の集計をその調査の所管省庁が全国的規模で行っている（中央集計方式）ためであるが、今後は、集計における地方分査方式の導入等により早期公表の促進を図る必要がある。

また、結果表章において、政府機関が地域的分布や地域的差異の状況を把握する場合は、都道府県単位、最小でも市町村単位のデータで十分であるが、地方公共団体や民間企業の場合は、さらに細分化した地域単位のデータを必要とする。しかし、現状では、直ちにこのような需要を満す統計は極めて少い。今、行政区単位の表章が行われている指定統計調査を挙げてみると、国勢調査、農林業センサス、事業所統計調査、商業統計調査、工業統計調査、住宅統計調査等十指に満たぬ状況である。しかも、この区域をさらに細分化した小地域単位のデータを得るためには、その統計調査が全数調査であるか、または、大規模な標本調査であつて小地域単位の集計結果の精度が利用に堪え得るものでなければならぬ。それでは、小地域統計は現在どのような方法により、どのような地域単位について

実施されているか、その状況を次にみてみたい。

### 三——小地域統計整備の現況と課題

#### ① 指定統計調査の表章地域単位と小地域統計の必要

指定統計調査が全数調査または大規模な標本調査として実施される場合、それは、調査対象についての地域的構造を明らかにする目的があり、従つて、その結果は、全国的集計の外、都道府県別、市町村別等でも表章される。表章地域は、一方、当該統計調査の趣旨によつて決まるとともに、他方、標本の数や選定方法にも制約され、統計の目的と調査方法との二者が集計様式を決定するともいえる。例えば、一定の時点における詳細な静態把握を目的とする場合は、全数または大規模な標本を対象とする調査を実施し、集計結果を都道府県ないし市町村単位で表章する。これに対し、限定された重要項目について動態の把握を目的とする場合は、少数の標本を対象とする調査を継続的に実施し、集計結果を全国一本または地方ブロック単位等で表章する（労働力調査、家計調査等）。このように、統計調査の種類により、表章地域単位は広狭さまざまであるが、全数調査の場合においても、最小の表章単位が市町

村であることは、政府の統計利用の立場からは十分かも知れないが、その他の統計利用者—地方公共団体、民間企業等—にとつては不十分なものといわざるを得ない。ここに、市町村の区域をさらに細分化した地域—町丁字別、小学校区別、町内会区域別、用途地域別等—についてのデータを得るための集計が必要になつてくる。

このように小地域統計の整備が、政府を含めて大きな課題となつたのは、昭和三十年代の初め以来であるが、その背景としては次のような事情が指摘されている。

② 昭和二十八年の町村合併促進法の施行に伴い、市町村の合併が急激に進展した。この結果、市町村数は約半に減少し、その反面、区域面積は拡大した。当時、既成の市が周辺の町村を吸収し、あるいは町村合併により新たな市が成立するなど、さまざまなケースが見られたが、いずれの場合においても、合併の前後について時系列による比較が困難となり、また従来の区域が有していた市街地または農村部としての特性が失われ、統計利用上大きな問題が生ずる結果となつて、小地域統計の必要性が強く叫ばれるに至つた。

③ 第二の背景としては、地域開発、社会開発、都市計画あるいは民間企業の市場

開発等が活発化し、地域に関するデータへの需要が高まつたことである。特に、高度経済成長のもたらした公害や環境破壊に対する対策等、地方公共団体が担い手となる計画や方策が重視され、政府もまた地域性を尊重した、政策を緊要とした。一方、市民の側からも、自分たちの生活程度や環境・文化の水準等を的確に把握しようとする志向が高まり、小地域統計への要求が強まる結果となつた。

④ 第三の背景としては、技術革新の結果、集計作業のコンピュータ化によつて、全国的規模における小地域統計の作成が可能になつたことが挙げられる。

以上のように、小地域統計に対する需要が高まると同時に、それを容易にする技術的条件が整つたことから、政府・地方公共団体における小地域統計の整備事業が進展した。

#### ② 政府の小地域統計整備事業

政府の小地域統計整備事業は、その殆んどが総理府統計局の事業となつていて、これは同局が小地域統計への需要が最も高い国勢調査及び事業所統計調査の二大センサスを所管していることから当然であろう。

#### ③ 人口集中地区

所管—総理府統計局  
沿革—昭和三十五年国勢調査以降

目的—市区町村の区域内における都市的  
地域の特質を明らかにするため

設定の基準—市区町村の区域内で人口密  
度の高い調査区がたがいに隣接し  
て、その人口が五千人以上となる地  
域

表章範囲—国勢調査のほか、住宅統計調  
査の結果表章にも用いられている。

#### ④調査区別の資料充実

所管—総理府統計局

沿革—昭和四十年国勢調査以降

目的—小地域統計作成の基礎資料とする

ため、すなわち、調査区別の集計は  
集計作業の一過程として行われるも  
のであり、それ自体は表章地域単位  
として独自の意義はないが、これを  
積み上げて、町丁字別、学校区別等  
任意の小地域別の集計結果を得るこ  
とができる。

#### ⑤国勢統計区

所管—総理府統計局

沿革—昭和四十四年十月一日現在で設  
定。昭和四十五年以降の国勢調査の結果  
表章単位に用いられている。

目的—国勢調査結果を都市内の小地域別  
に表章することを目的とし、あわせ  
て小地域別統計の充実を図るため  
に、恒久的表章地域単位として設定  
された(事業所統計調査の結果表章  
にも利用されている)。

設定地域—原則として人口二〇万以上の

市、東京都の特別区の存する区域及  
び人口二〇万未満の県庁の所在する  
市について、市区の全域を区分して  
設定された。

設定基準—人口は、おおむね一万人を標  
準とし、原則として五千人から二万  
人の範囲内とされる。原則として明  
瞭に識別でき、かつ恒久的な境界を  
用いて設定する。一つの統計区は、  
かならず地続きでなければならな  
い。統計区は、他の統計区のなかに  
設定してはならない。

以上が「国勢統計区設定要領」に定め  
る内容であるが、要は当該都市の行政に  
とって最も利用しやすい地域単位で区画  
されることが望ましいので、どのような  
地域単位に基づいて国勢統計区を区画す  
るかは各都市に委せられており、その結  
果

- ・町丁、大字などによる区分
- ・支所、出張所などの管轄区域による  
区分
- ・学区による区分
- ・自治会またはその連合体の  
地域による区分

- ・地域の特性(オフィス街、繁華街、  
工場地区など)による区分

などが主として用いられている。  
この国勢統計区は、各都市の行政にと

って最も利用しやすい地域単位として区  
画されたことと、設定された統計区の境  
界が恒久的なものであることが特徴であ  
る。このため、各都市間における国勢統  
計区別結果表章の比較は困難である反  
面、時系列比較の点で優れている。た  
し本市では設定していない。

#### ⑥地域メッシュ統計

地域メッシュは、全国を面積がほぼ一  
定となる正方形の網の目状に区分したも  
のであり、おおむね1kmメッシュ。その  
特性は、境界が恒久的であり、時系列比  
較の点において優れ、地域間の比較が容  
易であるが、他方、機械的人為的境界で  
あるため、行政面における直接的利用が  
困難な点である。また市町村の段階にお  
いては、メッシュの単位が大きすぎ、行  
政上有効な他の地域区分に集計する単位  
として利用できない。

#### ⑦統計用小地域の標準化について

以上は、すでに設定され、結果の表章  
が行われている地域単位であるが、これ  
らとは別に、統計用小地域の標準化につ  
いて検討がなされている。すなわち、統  
計審議会では、昭和五十年六月二十日付  
で「統計に用いるデータコードの標準化  
について」という答申を行ったが、この  
答申の第一項で、統計用小地域について  
標準化を図るべきことが提言されてい  
る。また、総理府統計局ではこれより早

く、データ・バンクの準備作業の一環と  
して、「小地域情報システム」の開発を  
進めるべく調査研究に着手した。これ  
は、国勢調査を初めとする基本的統計デ  
ータ、業務資料などを、任意の小地域を  
単位として整理し得るシステムである。  
この場合、小地域設定の方法が最大の問  
題であるが、ここでは特に住居表示実施  
区域における街区の効用が検討されたこ  
とは注目される。

#### ⑧—地方公共団体の小地域統計整備事業

地方公共団体の小地域統計整備事業  
は、指定統計調査の地方集計または独自  
集計として実施されている。これらの地  
方集計は、現行統計法上は調査票の目的  
外使用に該当するものとして、原則的に  
禁止されている事項であるが、行政管理  
庁長官の承認を得て使用の目的を公示す  
ることにより禁止規定の適用除外とされ  
るものである(統計法第一五條)。一般  
的には当該指定統計調査の主管省庁が行  
政管理庁長官に対し地方集計の包括承認  
の手続をとっているため、個々の地方公  
共団体とする手続は簡略化されている状  
況であるが、根本的には地方集計を当該  
指定統計調査の事務の一過程としてオー  
ソライズする改正が必要である。この  
ことに関連して、地方集計を実施する場  
合、原データ(個票の内容)は集計完了

の時点で消去することを条件に磁気テープの複製により提供されるのが通例であるが、時系列的な利用や、当初の予定以外に生じた集計の要望に応ずるため、この条件の緩和、すなわち地方公共団体における原データの保管を可能にすることが必要である。これは、統計データ・バンクを編成するための前提でもあり、早急な検討が望まれる。

小地域統計整備における主要な事務は、当該指定統計調査における最小の集計単位である調査区と当該小地域統計の表章地域単位との境界相異に基づく同定作業である。これには、調査区単位の同定と調査対象単位の同定とがあり、それぞれ精度が異なる結果になるが、この同定作業を容易にするためには、あらかじめ調査の設定に当り区を後日実施する小地域統計の表章地域単位との整合性を考慮することが望ましい。この意味において、昭和五十五年国勢調査区の設定において、調査区を町丁界に整合させる措置（分割区の設定）が採られたことは評価できる。

現在本市の小地域統計は、個々の指定統計調査ごとに、各種の小地域単位（主に町丁メッシュ）の結果表章を行っていているが、今後の問題としては、統計データ・ベースにつながるかたちで小地域統計を整備すること、すなわち、一つの基本

となる小地域単位について各種指定統計調査の結果を継続的に蓄積してゆくことが必要であるが、この場合、その小地域を何にするかが第一の課題となる。このテーマについては、これまでも種々論議されて来たところであるが、それを踏まえて概観してみたい。

地方集計の実態としては、町丁字別の利用が多い。昭和五十年国勢調査の地方集計の実施状況として、約二千の市町村が何らかのかたちで市町村の区域をさらに細分化した小地域統計を作成したが、このうち約千の市町村において町丁字別の表章を行った。また、総理府統計局保管の調査区関係書類の利用状況からみると、昭和五十三年度に約二五〇件、延千人日の利用があったが、市町村の区域を細分化した小地域の利用が全体の約半数を占め、その殆んどが町丁字別の利用であったという結果が報告されている。

（「昭和五十五年国勢調査調査区設定の概要」佐々木茂二「統計情報二八巻七号一九七頁」）。このことが、総理府統計局が昭和五十五年国勢調査の調査区について町丁字区域との整合性をはかることにした動機となった。行政管理庁が行った調査結果においても、小地域表章単位として「町丁字」による区分が多い（「小地域統計のニーズアンケート調査結果から」。統計情報二八巻七号二〇三頁）。

この理由としては、町丁字が行政区画として最も基本的な地域単位であること、他の行政上の地域単位（例えば、小学校区）の場合は、町丁字の積み上げで設定される区域が多く、それらの区域についての集計にも便利であることが挙げられる。加えて、今回町丁字界に整合させて調査区が設定され、同定作業が大幅に軽減されたことは小地域統計における町丁字別の意義と効用を一層高める結果となった。本市においても、小地域統計の整備は町丁字単位中心に進められている。

本市における小地域統計整備のもうひとつの柱は、本市統一メッシュ単位である。本市統一メッシュは、方二五〇メートルの区画であり、市の全域を約七九〇〇のメッシュ網がカバーしている。一般にメッシュ単位の表章は、境界が固定性恒久性を有するため、長期時系列の比較が可能であり、また、町丁字区域より細かい区域であるため、他の小地域別の集計にも利用できる、等の長所を有する。

その反面、機械的抽象的な地域単位であるため、どの行政区画とも整合性はなく、現実の事業目的への利用に不便である欠点を有する。

街区単位の表章はまだ具体化されていないが、小地域統計の最も基礎的な単位として注目されている。街区の存在は、行政区画のうち市街地のみであり、かつ

住居表示実施地域に限られるが、本市の場合、その状況は次のとおりである（昭和五十八年四月一日現在）。

行政区画面積	四二九・〇九畧
対象市街地面積	二〇四・二〇畧
実施済み面積	七五・四五畧
実施率	三六・四五%

街区のもつ長所は、境界が恒久性をもつこと、地番との対応が明確であること、現実の区画と一致し地形地物による境界であること、共通の地域特性をもち得る蓋然性が高いこと、町丁字やメッシュよりさらに小さく、他の小地域への積み上げが可能であること、メッシュと異り町丁字区域と整合性を有すること等数多く、住民参加による地域計画の策定や生活環境の測定等において、町丁字別では充足できないデータ需要を満す可能性をもつ。しかし街区は、地域の極めて一部（現在一七・五八%）にしか存在しないため、住居表示実施地域において街区を表章単位とする場合、他の地域については、いかなる方法によるべきかが問題であり（仮想街区の設定、町丁字単位の併用等）、さらに街区の数は町丁字の数をこえるので、調査区同定や調査対象同定の作業量が增大すること、街区別の集計結果には秘匿を要するケースが多くなること等も検討を要する。

最後に、今後の小地域統計整備の課題

として、次の点を指摘しておきたい。

- (1) 統計需要を十分に把握し、それを充足する統計を整備すること。
- (2) 政府や県の小地域統計整備の状況を把握し、本市の事業はそれとの重複を避け、不足を補完するものとする。
- (3) 小地域統計の整備は、指定統計調査の実施段階の業務、特に調査区設定や調査票の審査等と密接な関連があることを十分認識すること。換言すれば、小地域統計上の効用を配慮した調査区の設定、調査票の審査を行う必要があること。

#### 四 統計情報資料整備の現況と課題

##### ①

統計法は、指定統計調査について結果の公表を義務づけている（同法第一六条）。しかし、行政の一環としてのあらゆる統計調査の結果は、すべて国民に還元し、その利用に供すべきものである。そのような見地から統計情報資料整備の現況と課題について考えてみたい。

統計調査の結果は、様々の形態の資料として作成され、保管され、かつ利用に供されている。印刷物はその通常の形態であるが、マイクロ・フィルム、磁気テープ等技術革新の進展に伴い、資料の形態も多様化し、保管や利用の面で新たな

問題が生じている。今、統計調査の結果を特定の機関、特定の部局における利用ではなく、不特定多数の利用者に提供するという観点に立つ場合、当然その集中管理が行われなければならない。統計の利用においては、特定の統計調査の結果を、特定の時点と特定の地域について求める場合だけでなく、時系列における、または地域間における比較を行い、あるいは、各種統計調査の結果を総合的に利用する場合もある。このためには、統計情報資料の蓄積は多ければ多い程、利用価値は高まる。一方、資料が膨大になると、その整備、特に利用者が所要の資料に接近するための手段を整備することが大きな課題となる。これらの問題を本市について観察してみたい。

##### ②

本市においては、「行政資料の保管に関する規則」（昭和二十九年十二月規則第六〇号）に基づく行政資料の集中保管を実施しているが、この事業が、事務分掌規程により統計課の所管とされ、行政資料室の運営が行われている。集中保管の対象は、統計関係だけではなく、ひろく行政資料全般に及んでいる。すなわち「印刷物刊行物であつて、各種事務事業の調査成果に関するもの、行政上の必要により作成し、また入手した統計的、基

礎的なもの、その他行政事務上将来必要と認められるもの」（規則第二条）が対象であり、従つて、「行政資料」とは、統計情報資料を含むが、それよりも広い概念である。ただ、このような行政資料の中で、統計情報資料が量的にも質的にも中核的地位を占める結果となつていく。

統計情報資料の刊行機関は、政府、地方公共団体、その他の団体等に分れるが、行政資料室の収集対象は、政府刊行物としては指定統計調査の集計結果報告、地方公共団体の刊行物としては、各地方公共団体の単独統計調査の結果報告及び指定統計調査の独自集計結果報告である。指定統計調査については、統計法における結果公表規定に基づき、調査ごとに報告書が刊行され、調査系統の一環としてその実施に当つた地方公共団体に配付されている。また、各地方公共団体の単独統計調査の結果または指定統計調査の独自集計の結果報告についても、調査ごとの報告書やそれを収録した総合的な年報等が刊行され、相互交換により、資料の収集が進められている。問題は、これらの資料を活用するため、その検索手段をいかに整備するかである。行政資料室は、その実体において特殊図書館、専門図書館とみなすことができるから、当然図書館的整理法（目録法・分類法）の

適用が可能であり、これによつて図書としての検索に遺漏のないよう整備することは最少限の要請であろう。しかし、統計情報資料の場合は、一般の図書とは異なり、書名・著（編）者名による検索だけでなく、統計調査名による検索も必要であり、目録記述においても、刊行年や形態だけでなく、統計調査の内容の記述も必要である。このような目録を個別の機関ごとに作成することは困難であるので印刷カードとして作成提供されることが望ましい。また、単独の資料室の収集には限界があるので、各機関に属する資料室がネット・ワークを作り、資料の相互利用を可能にする必要があるが、このためには、総合目録の作成が前提となる。さらに、今後の資料の増大とその多角的検索手段の整備のためには、カード目録や冊子目録だけでなく、コンピュータによる検索方法も検討する必要がある。

##### ③

統計情報の一元的管理と利用  
統計情報資料は、従来印刷物の形態において作成され、保管され、利用されて来たが、これには種々の欠点があった。作成の面においては経費と労力、保管面においてはスペースの確保等の問題を生じていたが、特に利用面においては、時系列比較、地域間比較あるいはクロス集計等が必要な場合、複数の印刷物、ある

いは同じ印刷物においても異なる箇所に掲載されている複数の統計表を調べなければならず、求めるデータを得るために多大めの時間と労力を費さなければならぬ難点があった。今日、大規模統計調査

の集計はコンピュータにより行われているが、今後は、これと併せて統計情報の保管及び利用の段階をも一貫するコンピュータ利用を具体化する必要がある。特に汎用性の高い統計情報については、各

部局の共通利用を可能にするため、統計データ・ベースを編成することが望ましい。

本市統計課においても、統計情報管理システムの確立と統計情報センター設置

とを長期目標とし、他の地方公共団体の試行例等を研究しつつ検討を進めていく方針である。△総務局事務管理部統計課  
社会統計係長V